

欠陥住宅でお悩みの方へ

～ 欠陥住宅北海道ネットの建築士と弁護士が相談に応じます ～

1. 欠陥住宅北海道ネットとは？

欠陥住宅北海道ネット(以下、「当ネット」という)は、平成15年5月31日に設立されたグループで、欠陥住宅に関する相談・調査・法的救済を目的として活動しています。
メンバーは、建築士4名、弁護士4名で、いずれも札幌在住です。
欠陥住宅に関する被害救済の全国組織である欠陥住宅被害全国連絡協議会と連携しています。

2. 相談の方法は？

相談の方法、手順は次のとおりになります

(1)まず、当ネット事務局へ電話連絡して下さい。
連絡先は、次のとおりです。

(011)281-8817

〒060-0005 札幌市中央区北5条西11丁目17番2号
札幌総合法律事務所 弁護士 石川 和 弘

(2)相談日時に事務局(上記(1)の法律事務所)にお越し下さい。

相談に応ずるのは、建築士1名、弁護士1名です。
相談時間は1時間です。
初回相談は、**無料**です。
相談当日には、関係書類(契約書や図面、写真など)をご持参下さい。

3. 相談後の流れは？

相談の結果、調査が必要となった場合の流れは次のとおりになります。
なお、建築士による調査費用、弁護士にかかる費用は、必ず、費用が発生する前に、「何をするのに、いくらかかります。」との説明を弁護士、建築士からします。

予備調査

本格的に調査する必要があるか否かの建築士による調査です。
物件によりますが、数時間の調査が必要となります。



予備調査終了後、
相談者・弁護士・建築士で、本調査をするかどうかを含めて方針を決めます。

本調査

予備調査で本格的調査が必要と判断された場合にする建築士による調査です。
物件によりますが、1日から数日の調査が必要となります。



意見書の作成

本調査により、欠陥があると判断された場合に建築士が作成する書面です。
欠陥の箇所や原因が記載され、裁判等の証拠として用いることができます。



交渉、裁判

この時点においても、弁護士と建築士が連携して手続を進めます。
必要があれば、建築士が裁判所に出頭します。

初回相談は無料！

ご不明な点は、お問い合わせください。

(011)281-8817

<http://www.kekkanhokkaidonet.jp/>

info@kekkanhokkaidonet.jp

